

民間観光施設の整備に対する特例措置の概要

観光地形成促進 地域制度



I 観光地形成促進地域の概要

(1) 制度の目的・概要

観光地形成促進地域(以下「促進地域」)は、沖縄振興特別措置法(以下「沖振法」)に基づき、高い国際競争力を有する魅力ある観光地の形成を図るため、国内外からの観光旅客に対応した観光関連施設の整備を促進することを目的としています。

沖縄県では、令和4年3月に改正した沖振法第6条に基づき、令和4年8月1日に「観光地形成促進計画」を策定しました。

この計画において沖縄県全域(41市町村)を促進地域として定め、事業者が知事の認定を受けた観光地形成促進措置実施計画(以下「措置実施計画」)に従って促進地域内に民間観光関連施設を新設・増設する場合、中小企業信用保険法等の特例措置を受けることができます。

さらに、民間観光関連施設のうち特定民間観光関連施設については、認定された措置実施計画が一定の要件(事業所の付加価値額、従業員の雇用・給与額の増など)を満たすことについて、主務大臣の確認を受けた場合は、税制上の特例措置(国税の投資税額控除や地方税の課税免除)を受けることができます。また、促進地域内において観光リゾート産業の振興に寄与する事業を行う者は、沖縄振興開発金融公庫の低利融資など融資制度を活用することができます。

(2) 民間観光関連施設とは

本制度による特例措置の対象となる民間観光関連施設は次の①～⑥のとおりで、中小企業信用保険法等の特例措置や沖縄振興開発金融公庫の低利融資制度を活用することができます。そのうち、①～⑤の施設は、特定民間観光関連施設として税制上の特例措置を受けることができます。

① スポーツ・レクリエーション施設

水泳場、スケート場、トレーニングセンター、ゴルフ場、テーマパーク、ボウリング場

② 教養文化施設

劇場、動物園、植物園、水族館、文化紹介体験施設

③ 休養施設

展望施設、温泉保養施設、スパ施設、国際健康管理・増進施設

④ 集会施設

会議場施設、研修施設、展示施設、結婚式場

⑤ 販売施設

販売施設は沖振法第8条第1項に規定する要件を備えた施設が対象です。また、販売施設として税制を活用するためには、措置実施計画の知事認定の前に県知事の指定を受ける必要があります。

宿泊施設

なお、沖振法の改正に伴い、令和4年度から次の施設は民間観光関連施設から除かれました。

庭球場、遊園地、野営場、野外アスレチック場、マリーナ、ダイビング施設、博物館、美術館、海洋療法施設

(3) 対象事業者

措置実施計画について知事の認定(課税の特例措置を受ける場合は主務大臣の確認を含む)を受けた個人事業主及び法人で、促進地域内において、対象事業の用に供する特定民間観光関連施設の新設又は増設に係る対象資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの。

(4) 促進地域の指定期間及び税制上の特例措置の対象期間

・促進地域の指定期間：令和4年8月1日から令和13年度末(令和14年3月31日)まで。
中小企業信用保険法等の特例措置や沖縄振興開発金融公庫の低利融資制度は、上記期間内で活用することができます。

・税制上の特例措置の対象期間：令和4年8月1日から令和7年3月31日まで。
上記期間内に対象資産を事業の用に供する(取得等)ものが対象となります。

（5）税制上の特例措置（適用される税目）

対象施設	国税		地方税			
	法人税 (投資税控除額)	宿泊施設等 附属施設	県税 (事業税) (不動産取得税) (固定資産税 [大規模償却])	宿泊施設等 附属施設	市町村税	
					(固定資産税) (事業所税[那覇市 のみ])	宿泊施設等 附属施設
【スポーツ又はレクリエーション施設(6施設)】						
水泳場	○	—	○	○	○	○
スケート場	○	—	○	○	○	○
トレーニングセンター	○	—	○	○	○	○
ゴルフ場	○	—	○	○	○	○
テーマパーク	○	—	○	○	○	○
ボウリング場	—	—	○	○	○	○
【教養文化施設(5施設)】						
劇場	○	—	○	○	○	○
動物園	○	—	○	○	○	○
植物園	○	—	○	○	○	○
水族館	○	—	○	○	○	○
文化紹介体験施設	○	—	○	○	○	○
【休養施設(4施設)】						
展望施設	○	—	○	○	○	○
温泉保養施設	○	○(*)	○	○	○	○
スパ施設	○	—	○	○	○	○
国際健康管理・増進施設	○	○(*)	○	○	○	○
【集会施設(4施設)】						
会議場施設	○	○(*)	○	○	○	○
研修施設	○	○(*)	○	○	○	○
展示施設	—	—	○	○	○	○
結婚式場	○	○(**)	○	○	○	○(**)
【沖縄県知事が指定する販売施設】						
販売施設	○	—	○	○	○	○
【宿泊施設】※税制上の特例措置は対象外だが、中小企業信用保険法等の特例や低利融資が受けられる。						
宿泊施設	—	—	—	—	—	—

※ ○(*) 当該施設の利用料金を除き、一般の利用客が宿泊施設の利用者と同一の条件で施設を利用できることが当該施設の利用規程において明らかにされており、かつ、インターネット等により容易にその旨の情報を取得することができる場合に限る。

※ ○(**) 結婚式場については、宿泊施設と同一施設内にある施設は除く

※ 赤字の施設は、令和4年度から新たに対象となった施設

(6) 特定民間観光関連施設の定義

法令に基づき、特定民間観光関連施設によっては以下の定義があります。

スポーツ・レクリエーション施設

① トレーニングセンター

主として重量挙げ及びボディービル用具を用い室内において健康管理及び体力向上を目的とした運動を行う施設。

② テーマパーク

文化、歴史、科学その他の特定の主題に基づいて施設全体の環境を整備し、その主題に関連する遊戯施設その他の設備を設け、当該設備により客に娯楽を提供する施設。

教養文化施設

① 文化紹介体験施設

自然、伝統的な美術品、工芸品、園芸品若しくは生活文化、伝統芸能若しくは歴史資料を映像により紹介するための施設又は伝統的な美術品、工芸品若しくは園芸品の製作の体験若しくは伝統的な生活文化の体験のための施設。

休養施設

① 展望施設

高台等の自然の地形を利用して、峡谷、海岸、夜景等の景観を鑑賞させるための施設で、展望台を備えたもの。

② 温泉保養施設

温泉を利用して心身の健康の増進を図ることを目的とする施設で、温泉浴場、健康相談室(医師、保健師又は看護師が配置されているものに限る。)及び休憩室を備えたもの。なお、温泉浴場、健康相談室及び休憩施設は名称の如何を問わず、それぞれの用途に利用される部屋であること。また共用部分を除き、それぞれ構造上区分されていることが必要。

宿泊施設が備えられている温泉保養施設の場合、宿泊施設(客室等)及び温泉保養施設は、共用部分を除いて構造上区分され、容易に転用ができないこと。また、利用料金を除き、一般の利用客が宿泊施設利用者と同一の条件で利用できることが当該温泉保養施設の利用規程において明らかにされており、かつ、インターネット等により容易にその旨の情報を取得することができるもの。

③ スパ施設

浴場施設であって、海水、海藻、海泥その他の海洋資源、沖縄の泥岩その他の堆積岩又は沖縄の農産物その他の植物の有する美容・瘦身効果その他の健康増進効果を利用し、マッサージその他手技又は機器を用いて心身の緊張を弛緩させるための施術を行うための施設及び休憩室を備えたもの。

④ 国際健康管理・増進施設

- ・病院又は診療所と連携して心身の健康の増進を図ることを目的とする施設であること。
- ・通訳案内士、地域限定通訳案内士又は沖縄特例通訳案内士その他これらの者と同等以上の通訳に関する能力を有する者であって、外国人観光旅客の施設の円滑な利用に資する知識を有する者が配置されていること。
- ・浴場又はプール、有酸素運動施設又はトレーニングルーム及び健康相談室(医師、保健師又は看護師が配置されているものに限る。)を備えていること。

集会施設

① 会議場施設

複数(2以上)の会議室を有する施設で、会議に必要な視聴覚機器を備えたもの。なお、共用部分を除き、各会議室は構造上区分されていることを要し、パーティション等で仕切られた場合は複数として取り扱わない。

会議に必要な視聴覚機器は会議室の数と同数以上を常備していること。ただし、視聴覚機器を各会議室に固定することは要しない。

宿泊施設内に整備された会議場施設の場合、会議室の名称如何を問わず、会議の用途に利用される部屋であることを要し、客室への転用ができないこと。

② 研修施設

複数(2以上)の講義室を有する施設で、実習室及び資料室を備えたもの。複数とは、2以上の講義室並びに実習室に加えて、資料室を有する施設であること。

なお、共用部分を除き、各講義室並びに実習室及び資料室はそれぞれ構造上区分されていることが必要で、パーティション等の容易に取り外しできる仕切りにより区分された部屋は、講義室又は実習室若しくは資料室としては扱わない。

宿泊施設内に整備された研修施設の場合、講義室、実習室、資料室は名称如何を問わず、各用途に利用される部屋であることを要し、客室への転用ができないこと。

③ 結婚式場

専ら挙式、披露宴の挙行その他の婚礼のための役務を提供するための施設。ただし、宿泊施設に併せて設置されるもので当該宿泊施設と同一の建物内に設置されるものを除く。

販売施設

沖振法第8条第1項に規定され、沖縄振興特別措置法施行令(以下「沖振法令」)第7条第1項第1号～第4号で定める以下の要件を備えた施設が対象となります。

販売施設は措置実施計画の知事の認定の前に「沖縄県知事の指定」を受ける必要があります。

指定申請手続きは、特区・地域制度ワンストップ相談窓口又は沖縄県文化観光スポーツ部MICE推進課までお問い合わせください。

要件1 小売施設、飲食施設及び附帯施設により構成されていること

附帯施設とは、小売・飲食施設以外の集客施設で、スポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設又は観光情報発信施設などの機能を備えた施設を指す。

要件2 同一の事業者が小売施設及び飲食施設を設置していること

要件3 小売施設及び飲食施設の床面積の合計が概ね3,000㎡以上あること

要件4 附帯施設の床面積の合計が小売施設及び飲食施設の床面積の合計の概ね4分の1以上あること

《対象となる販売施設のイメージ》

事務所等		
小売施設 (A)	飲食施設 (B)	附帯施設 (C)
(A) + (B) ≥ 3,000㎡		(C) ≥ (A) + (B) の 1/4

《ポイント》

商業施設等で、販売施設としての4要件を満たさない場合でも「スポーツ・レクリエーション施設」、「教養文化施設」、「休養施設」、「集会施設」の定義や要件を満たした施設を整備した場合、当該対象施設の部分について税制上の特例措置を受けられる場合があります。

(7) 税制上の特例措置の対象となる施設の要件

特定民間観光関連施設は、法令に基づく施設の定義と合わせて以下の事項に該当している必要があります。国税、地方税で要件が一部異なりますのでご注意ください。

【国税(法人税)】

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関係特殊営業の用に供するものでないこと
- ② 会員その他の当該施設を一般の利用客に比して有利な条件で利用する権利を有する者が存する施設にあっては、当該施設の利用につきその利用料金を除き一般の利用客に会員等と同一の条件で当該施設を利用させるものである旨を当該施設の利用に関する規程において明らかにしていること
- ③ 宿泊施設に附属する施設にあっては、温泉保養施設、国際健康管理・増進施設、会議場施設、研修施設、結婚式場に限るものとし、当該温泉保養施設等の利用につきその利用料金を除き一般の利用客に当該宿泊施設の利用者と同一の条件で当該温泉保養施設等を利用させるものである旨が当該温泉保養施設等の利用規程において明らかにされており、かつ、インターネット等により容易にその旨の情報を取得することができること。
→宿泊施設の附属施設として認められる特定民間観光関連施設は、原則、温泉保養施設、国際健康管理・増進施設、会議場施設、研修施設、結婚式場(宿泊施設敷地内の施設のみ)に限られます。

【地方税】

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業若しくは同条第5項(第6項)に規定する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業若しくは同条第5項(第6項)に規定する性風俗関係特殊営業(店舗型性風俗関係特殊営業)の用に供するものでないこと
- ② 会員その他の当該対象施設を一般の利用客に比して有利な条件で利用する権利を有する者が存する施設は、当該施設の利用につきその利用料金を除き一般の利用客に会員等と同一の条件で当該施設を利用させるものである旨を当該施設の利用に関する規程において明らかにしていること
→宿泊施設や商業施設などの集客施設等に附属する特定民間観光関連施設で上記の事項に該当する施設は、税制上の特例措置の対象となります。

(8) 税制上の特例措置の概要

措置実施計画の知事の認定と主務大臣の確認を受けた事業者は、税制上の特例措置を受けることができます。

	税の種類	対象事業者及び対象施設	税制上の特例措置の概要
国税	法人税 (投資税額控除)	措置実施計画について知事の認定及び主務大臣の確認を受けた青色申告法人で、当該計画に基づき新・増設した対象施設を構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が1,000万円を超える場合	<ul style="list-style-type: none"> ・機械・装置の取得価額の15%、建物・附属設備・構築物の取得価額の8%を法人税額から控除 ・取得価額の合計額は20億円を限度、税額控除は法人税額の20%を限度(繰越税額控除:最長4年間)
地方税	事業税	措置実施計画について知事の認定及び主務大臣の確認を受けた個人事業主及び法人で、当該計画に基づく対象施設の新・増設に伴い新たに取得した家屋・構築物を構成する償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超える場合	<ul style="list-style-type: none"> ・新設・増設に係る事業税の課税が最長5年間免除 ・新・増設した施設に直接従事する従業員数で按分
	不動産取得税	措置実施計画について知事の認定及び主務大臣の確認を受けた個人事業主及び法人で、当該計画に基づく対象施設の新・増設に伴い新たに取得した家屋・構築物を構成する償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超える場合	<ul style="list-style-type: none"> ・新・増設に係る不動産取得税の課税免除 ・土地については、取得の翌日から起算して1年以内に当該土地に対象施設となる家屋の建設着手があった場合のみ対象 ・家屋及び土地のうち、直接に対象事業の用に供する部分が対象
	固定資産税	措置実施計画について知事の認定及び主務大臣の確認を受けた個人事業主及び法人で、当該計画に基づく対象施設の新・増設に伴い新たに取得した家屋・構築物を構成する償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超える場合	<ul style="list-style-type: none"> ・新・増設した土地、家屋、償却資産に対する固定資産税について、最長5年間課税免除
	事業所税	新・増設した対象施設を構成する建物及び構築物の取得価額の合計額が1億を超える法人又は個人事業主	<ul style="list-style-type: none"> ・人口30万人以上の都市(那覇市のみ)における事業及び事業所に使用される家屋の新設・増設に対して課税される事業所税のうち、年度末事業所床面積(資産割)について、課税標準の対象床面積を5年間、2分の1として算定

(9) 中小企業信用保険法等の特例措置の概要

知事から措置実施計画の認定を受けた事業者は、以下の特例措置を受けることができます。詳細については各関係機関までご確認ください。

	制度概要	特例概要	
中小企業信用保険	中小企業者が金融機関から事業資金の借入を行う際、沖縄県信用保証協会が当該借入に対する保証を引き受ける場合の限度額・割合や、当該保証に係るリスクを日本政策金融公庫が負担する信用補完制度等について規定	中小企業信用保険法の特例として、一般保証と別枠の保証枠(観光地形成促進関連保証)の利用が可能。また、保険料率についても沖振法令に定める利率が適用。(沖振法第7条の4、沖振法令第12条の2)	
		一般保証限度額	2億8,000万円 普通保証:2億円 無担保保証:8,000万円
		別枠保証限度額	2億8,000万円 普通保証:2億円 無担保保証:8,000万円
		保険料率	保証をした借入れの期間1年につき、0.41% (手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合にあっては、0.35%)

お問い合わせ窓口：沖縄県信用保証協会(TEL：098-863-5300)

中小企業投資育成株式会社法	中小企業のうち資本金が3億円以下の株式会社は、中小企業投資育成株式会社から、以下の投資を受けることができる。 ①設立時に発行する株式の引受け ②事業を行うために必要とする資金調達のために発行する株式や新株予約権等の引受け	資本金額が3億円を超える株式会社であっても、中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能。(沖振法第7条の5)
---------------	--	---

お問い合わせ窓口：大阪中小企業投資育成株式会社九州支店(TEL：092-724-0651)

(10) 沖縄振興開発金融公庫の融資制度

融資制度を活用するためには、別途、審査が必要です。詳細については沖縄振興開発金融公庫にご確認ください。

(1) 産業開発資金

種類	資金の使いみち	融資の限度額	返済期間
沖縄観光リゾート産業貸付	促進地域内において、観光リゾート産業の振興に寄与する事業を行う方	所要額の7割以内	25年以内 (うち据置5年以内)

ご利用窓口：本店 融資第一部 産業開発融資班(TEL：098-941-1765)

(2) 中小企業資金

種類	使途	融資限度額	返済期間
沖縄観光リゾート産業貸付	設備資金	7億2,000万円	20年以内(うち措置2年以内)
	長期運転資金	2億5,000万円	7年以内(うち措置2年以内)

ご利用窓口：本店 融資第二部 中小企業融資第一班(TEL：098-941-1785)

(3) 生業資金

種類	用途	融資限度額	返済期間
沖縄観光リゾート産業貸付	設備資金	7,200万円	20年以内（うち据置2年以内）
	運転資金	4,800万円	7年以内（うち据置2年以内）

ご利用窓口：本店 融資第二部 中小企業融資第二班(TEL：098－941－1795)

雇用促進低利

「沖縄観光リゾート産業振興貸付」が適用される方で、雇用の維持や拡大を図る場合は、当初3年間に限り貸付金利が優遇されます。

融資のお申込の流れ

ご相談

お近くの公庫本・支店の窓口にてご相談ください。

お申し込み

所定の書類を提出していただきます。

審査

事業内容や計画の効果などについて、詳しくお話を伺わせていただきます。

ご融資

ご融資が決まりますと、ご契約手続きをしていただきます。ご契約手続きが完了しますと、資金は融資対象工事等の進捗状況により、ご指定の口座へお振り込みいたします。

(11) 各種特例措置を受けるために必要な手続の概要

① 特例の対象となる措置実施計画を知事に申請

措置実施計画に記載する主な項目

- ・達成しようとする目標
- ・実施体制
- ・内容及び実施期間
- ・必要な資金の額及びその調達方法等

② 知事の認定を受ける

計画が認定要件を満たせば知事から認定されます。

知事認定要件

- ・知事が策定する計画の内容に適合していること。
- ・措置を実施することが高い国際競争力を有する観光地の形成を図るために有効かつ適切なものであること。
- ・措置が確実に実施されると見込まれるものであること。

中小企業信用保険制度等の活用

～課税の特例を受ける場合～

③ 知事の認定を受けた措置実施計画の実施によって見込まれる付加価値額等の目標値を主務大臣に申請し確認を受ける

主務大臣の確認要件（アに該当し、イ又はウのいずれかに該当すること）

- ア 付加価値額の増加
- イ 常用労働者数の維持及び常用労働者の給与額の増加
- ウ 常用労働者数の増加

④ 主務大臣の確認を受ける

申請した目標値が基準を満たせば確認を受けられます。
※具体的な数値は主務大臣の告示や国の手引き等を確認してください。

⑤ 措置実施計画に基づき設備投資等を実施

⑥ 税務申告（税制上の特例措置の活用）

⑦ 実施状況報告

毎年、事業年度の終了後1ヶ月以内に、県知事に措置実施計画の実施状況報告書を提出する必要があります。

(12) 各種特例措置に関するQ&A

【措置実施計画に関すること】

Q1 観光事業者ではありませんが、措置実施計画の申請や各種特例措置が受けられますか。

A 観光関連施設を設置・運営する民間事業者であれば、事業の種類は問いません。

Q2 措置実施計画の認定要件を教えてください。

A 措置実施計画の主な項目について、次の①～③を満たしていることが必要です。

- ① 知事が策定する観光地形成促進計画の内容等に適合していること。
- ② 措置を実施することが促進地域の区域における国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成の促進を図るために有効かつ適切であること。
 - ア 目標が具体的に設定されており、これを達成するために必要な措置が定められていること。
 - イ 措置の内容が具体的で実現性が高く、継続的な実施が見込まれること。
 - ウ 措置が目標の実現に有効であることが合理的に説明されていること。
- ③ 措置が確実に実施されると見込まれるものであること。
 - ア 措置の実施主体が特定されていること。
 - イ 措置の実施スケジュールが明確であること。

Q3 措置実施計画書の作成方法や提出先が分かりません。

A 措置実施計画の認定申請手続等については、(公財) 沖縄県産業振興公社に設置されている「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ窓口」にて事前相談や認定申請書の作成支援を行っているほか、認定申請書の提出先となっております。

- 沖縄特区・地域税制活用ワンストップ窓口
TEL:098-894-6377
MAIL:okitoku@okinawa-ric.or.jp
HP:<https://zei-tokku.okinawa/kankou.html>

認定申請書類や制度活用の手引きは、本制度を所管する沖縄県文化観光スポーツ部 MICE 推進課ホームページにも掲載しておりますので、併せてご確認ください。

- 沖縄県文化観光スポーツ部 MICE 推進課
TEL:098-866-2077
MAIL:aa081302@pref.okinawa.lg.jp
HP:<https://www.pref.okinawa.jp/site/bunka-sports/mice/seibi/kankoutisokusinkeikaku.html>

Q4 認定申請の提出期限はありますか。

A 税制上の特例措置の活用を予定している場合は、対象資産の取得等の前に知事の措置実施計画の認定及び主務大臣の確認を受ける必要があります。

認定や確認の審査に時間を要する場合がありますので、時間的余裕を持って申請してください。

Q5 主務大臣の確認要件を教えてください。

A 税制上の特例措置の活用にあたっては、知事の認定に加え、措置実施計画の実行等により見込まれる目標値等（付加価値額や給与額の増など）が一定の基準を満たしているか、主務大臣に申請し確認を受ける必要があります。

確認要件は、主務大臣の告示で定められており、その概要は次のとおりです。

（確認基準の概要）主務大臣の確認要件

次のアに該当し、イ又はウのいずれかに該当することが必要となります。

- ア 付加価値額：基準となる事業年度より年平均 1.5%以上増
 - イ 給与額：基準となる事業年度より年平均 1.5%以上増（雇用者数は維持）
 - ウ 雇用者数：基準となる事業年度より 1 名以上増
- ※基準となる事業年度は、措置を開始する事業年度の前事業年度
※いずれも投資計画を実施する事業所ベース

具体的な内容や申請手続については、内閣府のホームページをご確認頂くか、若しくは直接お問い合わせください。

○内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付企画担当参事官室 TEL:03-6257-1682

HP:<https://www8.cao.go.jp/okinawa/seisaku/okishinhou/2014kaisei/kankouchi.html>

Q6 計画が認定された後に計画内容に変更が生じましたが、何か手続が必要ですか。

A 認定された措置実施計画に変更が生じた場合は、当該計画の変更申請が必要になります。

その内容によっては、認定された計画を取り下げて新たに措置実施計画を申請いただく必要がある場合もあります。

変更が生じると判明した時点で、速やかにワンストップ相談窓口にご相談ください。

Q7 認定された計画や主務大臣の確認要件が適切に実施されているか、どのように確認しますか。

A 認定を受けた事業者は、実施状況、収支決算、対象施設の取得等に関する実績等を記載した実施状況報告書を、措置実施期間中の各事業年度終了後 1 ヶ月以内に制度所管課の沖縄県文化観光スポーツ部 MICE 推進課にメールで提出する必要があります。

制度所管課にて書面審査を行い、審査の結果、措置の内容が適切に実施されていると認められるときは、当該実施状況報告に対する認定書が事業者に交付されます。

【税制上の特例措置に関すること】

（留意点）実際に特例措置の対象となるか、必ず事前に国税又は県税・市町村税を所管する行政機関にお問い合わせください。

Q8 税制上の特例措置の対象資産を教えてください。

A 税制上の特例措置の対象となる資産は、対象事業の用に供する以下の資産です。

特定民間観光関連施設に含まれる部分であって、当該対象施設の用に供する機械・装置、建物、建物附属設備、構築物

※不動産取得税においては対象施設である家屋の敷地（土地）、また固定資産税においては家屋又は対象施設である構築物の敷地である土地も含む。

Q9 税制上の特例措置の対象事業者を教えてください。

A 措置実施計画について知事の認定及び主務大臣の確認を受けた青色申告法人（地方税については個人事業主を含む）で、当該計画に基づき特定民間観光関連施設を構成する機械・装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が 1,000 万円を超える施設を新・増設した者（施設所有者）。

Q10 特定民間観光関連施設（例：教養文化施設・劇場）の施設の全てが税制上の特例措置の対象に含まれますか（含まれない資産等もありますか）。

A 税制上の特例措置の対象範囲は、特定民間観光関連施設に含まれる部分であって、当該対象施設の用に供する部分に限るため、事務所、宿舍若しくは宿泊施設、駐車施設、遊技施設、飲食店、喫茶店又は物品販売施設のうちその利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある施設（有償のテナント等※）は対象から除かれます。

※事務所、宿舍、宿泊施設、駐車施設、遊技施設、飲食店、喫茶店については、有償無償に関わらず対象外となります。

Q11 従業員宿舍やカフェは、本制度の税制上の特例措置を受けられますか。

A 上記 Q10 の A に該当する部分は、税制上の特例措置の対象範囲から外れます。

Q12 ホテルや商業施設（販売施設の知事指定を受けていない施設）は、本制度の税制上の特例措置を受けられますか。

A 宿泊施設（ホテル等）や商業施設について、上記 Q10A に該当する部分は税制上の特例措置の対象範囲から外れますが、施設に附属する特定民間観光関連施設については、税制上の特例措置が受けられる場合があります。（国税と地方税で税制上の特例措置が認められる対象施設や要件などが異なります。P2 の表や P4 の施設の要件、P5 の特例措置の概要についての記載をご確認ください。）

Q13 同一の建物で用途の異なる複数の特定民間観光関連施設を設置する場合、全ての施設が税制上の特例措置の対象となりますか。

A 税制上の特例措置の対象は、対象施設を構成する資産の取得価額が 1,000 万円を超えるもの（取得価額要件）となり、この要件は対象施設ごとに判断します。

例えば、商業施設内に取得価額が 30,000 万円の映画館と 5,000 万円の水族館、800 万円の会議場施設がある場合、映画館と水族館はそれぞれ取得価額要件（1,000 万円超）を満たし対象となりますが、会議場施設は要件を満たしていないため、税制上の特例措置の対象となりません。

Q14 同一の資産について他の税制上の特例措置を活用していますが、重複してこの制度の税制上の特例措置を受けられますか。

A 同一の資産について他の税制措置と重複しての適用は認められません。

Q15 施設の整備に自治体の補助金を活用する予定ですが、本制度の税制上の特例措置を受けられますか。

A 補助金を活用した施設整備を行っていても、税制上の特例措置は受けられます。

逆に、自治体等の補助金交付要綱によっては、税制措置と重複しての補助金交付が認められない場合があります。具体的に特例措置の対象となるか、国税又は県税・市町村税を所管する行政機関の他、補助金を交付する行政機関に事前にお問い合わせください。

Q16 会員制の施設は、全て税制上の特例措置の対象外となるのでしょうか。

A 会員制度など、施設の利用にあたり特定の客を優遇する制度を設けている特定民間観光関連施設は、一般の利用客の利用が十分に確保されず特定民間観光関連施設としての機能（観光客の誘客）を発揮しないという理由から、税制上の特例措置の対象外となっています。

ただし、そのような制度を設けている特定民間観光関連施設であっても、利用料金の差異は別として、一般の利用客に会員等と同一条件で利用可能であることが利用規定で表明されている施設は、税制上の特例措置の対象となる場合があります（利用料金のみ優遇される年間パスポート制度を設け、ホームページ等でその旨公表している施設など）。

〈観光地形成促進地域制度についてのお問い合わせ〉

沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口	Tel 098-894-6377
沖縄県文化観光スポーツ部MICE 推進課	Tel 098-866-2077
内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付企画担当参事官室	Tel 03-6257-1682

〈国税についてのお問い合わせ(税務署)〉

那覇税務署	Tel 098-867-3101	名護税務署	Tel 0980-52-2920
北那覇税務署	Tel 098-877-1324	宮古島税務署	Tel 0980-72-4874
沖縄税務署	Tel 098-938-0031	八重山税務署	Tel 0980-82-3074

〈県税についてのお問い合わせ(県税事務所)〉

沖縄県総務部税務課	Tel 098-866-2101	那覇県税事務所	Tel 098-867-1752
コザ県税事務所	Tel 098-894-6501	名護県税事務所	Tel 0980-52-2542
宮古事務所県税課	Tel 0980-72-2553	八重山事務所県税課	Tel 0980-82-3045

〈市町村税についてのお問い合わせ(市役所または町村役場)〉

那覇市	Tel 098-867-0111	宜野湾市	Tel 098-893-4411
石垣市	Tel 0980-82-9911	浦添市	Tel 098-876-1234
名護市	Tel 0980-53-1212	糸満市	Tel 098-840-8111
沖縄市	Tel 098-939-1212	豊見城市	Tel 098-850-0024
うるま市	Tel 098-974-3111	宮古島市	Tel 0980-72-3751
南城市	Tel 098-948-7111	国頭村	Tel 0980-41-2101
大宜味村	Tel 0980-44-3001	東村	Tel 0980-43-2201
今帰仁村	Tel 0980-56-2101	本部町	Tel 0980-47-2101
恩納村	Tel 098-966-1200	宜野座村	Tel 098-968-5111
金武町	Tel 098-968-2111	伊江村	Tel 0980-49-2001
読谷村	Tel 098-982-9200	嘉手納町	Tel 098-956-1111
北谷町	Tel 098-936-1234	北中城村	Tel 098-935-2233
中城村	Tel 098-895-2131	西原町	Tel 098-945-5011
与那原町	Tel 098-945-2201	八重瀬町	Tel 098-998-2200
南風原町	Tel 098-889-4415	久米島町	Tel 098-985-7121
渡嘉敷村	Tel 098-987-2321	座間味村	Tel 098-987-2311
粟国村	Tel 098-988-2016	渡名喜村	Tel 098-989-2002
南大東村	Tel 09802-2-2001	北大東村	Tel 09802-3-4001
伊平屋村	Tel 0980-46-2001	伊是名村	Tel 0980-45-2001
多良間村	Tel 0980-79-2011	竹富町	Tel 0980-82-6191
与那国町	Tel 0980-87-2241		